

事例 28 森林施業における生物多様性の保全に関する研修

(森林技術総合研修所)



- 東京都八王子市
(はちおうじし)
- 施業方針を作成する演習の様子

国有林野事業では、原生的な天然林や希少な野生生物の生育・生息地を保全するだけでなく、全ての森林施業においても、生物多様性の保全に配慮した取組を推進することとしています。

森林技術総合研修所では、令和2年度に林野庁職員及び都道府県職員を対象として、森林・林業行政において生物多様性の保全に配慮した森林施業についての的確に指導できる者の育成を目的とした研修を新型コロナウイルス感染症対策にも十分注意しつつ実施しました。

研修では、生物多様性の保全の基礎的な知識や現状と課題、生物多様性国家戦略、ニホンジカの管理、希少種の保全、生物多様性保全に配慮した森林管理と森林施業の方法等について講義を実施しました。

また、約100haの区域において、森林調査簿（施業記録）のデータや図面を基に林内踏査や遠望調査等を行い、天然林の箇所だけでなく人工林においても生物多様性を確保するための施業方針を作成する実務的なグループ演習を行いました。

今後とも、研修を継続的に実施し、生物多様性の保全に配慮した森林の管理と施業の方法について、現場に定着させるための指導者の育成に取り組むこととしています。